

令和9年度～令和10年度 校内交流型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室「放課後志木っ子タイム」運営業務委託
【志木の森学園】

質問票に対する回答

令和8年9月18日

※関連する質問や同内容の質問事項については、まとめて回答あるいは、省略して回答しています。

No	質 問 事 項	回 答 事 項
1	令和9年度の学童保育クラブ及び放課後子ども教室について、想定している学年別平均利用人数を平日、長期休業日ごとにご教示ください。	学年別平均利用人数は次のとおりです。 【学童保育クラブ】 平日 1年生29人、2年生18人、3年生23人、4年生16人、5年生3人、6年生2人 長期休業日 1年生21人、2年生14人、3年生19人、4年生11人、5年生3人、6年生2人 【放課後子ども教室】 平日 1年生30人、2年生22人、3年生21人、4年生5人、5年生7人、6年生1人 長期休業日 1年生28人、2年生23人、3年生22人、4年生11人、5年生13人、6年生3人
2	西エリアへ移動する児童の見守りに必要な「2名以上の職員」について、通常配置職員が移動時のみ兼務する想定でよいのか、それとも移動時間帯専用の加配職員を別途確保する必要があるかご教示ください。 また、加配が必要な場合、その人件費は提案上限額の範囲内で積算するものかご教示ください。	移動時間帯専用の加配職員を別途確保する想定で提案上限額を設定しております。
3	継続雇用が可能な職員について、東・西エリア別の人数、雇用形態、賃金、資格保有状況及び概ねの勤務時間を可能な範囲でご教示ください。	継続雇用については現在の委託事業者と調整していただきます。
4	仕様書に「三季休業日期间における昼食の発注・提供」とありますが、昼食代の徴収方法、単価、利用者負担額及び現在の提供方法や利用人数等をご教示ください。	市内で統一の弁当業者へ販売仲介業者を通して保護者が直接注文を行います。1食あたり500円であり、提供時は注文者リストで確認を行いながら配布を行っております。今年度の利用人数は各施設20名程度です。
5	地域人材等活用事業「年30回以上」について、東・西エリア合計で年30回以上との認識でよろしいでしょうか。また、現在連携している地域団体・地域人材及び主な実施内容について今年度の年間実施計画をご教示ください。	お見込みのとおりです。各事業所で文科・芸術・スポーツ系のプログラムを計画的に実施しており、講師は現役で活動されている地域の講師及び潜在講師へ各事業所から依頼しております。
6	施設・設備の軽易な修繕について、募集要項では「原則10万円未満は事業者負担」とありますが、10万円未満の判定は1件当たりの修繕額との認識でよろしいでしょうか。また、直近3か年の修繕実績(件数・内容・金額)をご教示ください。	お見込みのとおりです。また、直近3年間の実績は次のとおりです。 令和6年度 2件・給湯器交換、玄関扉の鍵修理・95,000円 令和7年度 1件・トイレ水漏れ・65,835円 令和8年度 2件・エアコン修理、漏電によるコンセント修理・144,400円
7	令和9年1月頃から予定されている事前準備・引継ぎについて、現時点で想定する引継ぎ期間、実施日数・時間帯、配置を求める職員数及び主な引継ぎ内容をご教示ください。	引継ぎ期間は令和9年1月から3月を想定しております。実施日数・時間帯は現事業者と調整していただき、配置職員数は新事業者で判断していただきます。引継ぎ内容については、本事業全般を想定しております。
8	現在使用している備品・遊具・教材・図書・事務機器等のうち、受託者が無償で引き継ぎ使用できる物品の一覧をご教示ください。併せて、現運営事業者の持込備品についてもご教示ください。	受託者が使用できる市の備品は次のとおりです。 清掃道具、冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、食器類、食器乾燥機、洗濯機、カーテン、職員ロッカー、座卓、玩具、外遊び用遊具、図書。 持込備品については各事業者で判断していただきます。
9	国が実施している処遇改善費は委託料に含まれているかご教示ください。	委託料に含みます。
10	放課後子ども教室の職員配置について、サポーターは「下記Ⅱを下回らない配置人数」とされています。 実利用児童数が30名以下(区分Ⅰ)の日であっても、東・西各エリアでコーディネーターとサポーターを合わせて常時3名以上を配置する必要があるとの理解でよいかご教示ください。	お見込みのとおりです。
11	「様式3を添付する」と記載がございますが、様式3は提案書の10枚以内に含まれるかご教示ください。	様式3は職員配置予定表であるため、提案書には含みません。
12	学童保育クラブの提案上限額131,100,000円、及び放課後子ども教室の提案上限額59,100,000円は、令和9年度から令和10年度までの2年間の総額(合算額)という理解でよろしいでしょうか。また、これらの金額は学童保育クラブについては非課税、放課後子ども教室は課税対象事業という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	昨年度の電気代の年間実績について、ご教示ください。	電気代の年間実績は約670,000円です。
14	見積書にクリーニング代とありますが、現在の内容及び費用をご教示ください。	内容はカーテンクリーニングであり、費用は約80,000円です。
15	見積書に購読料とありますが、現在の内容及び費用をご教示ください。	現在の委託事業者では購読料は計上しておりません。
16	現在のゴミ回収の内容及び頻度をご教示ください。	可燃物が週2回、不燃物・段ボールが月2回程度です。
17	東エリア・西エリアの活動場所が学年によって区切られていますが、児童の人数に合わせて変更することは可能ですか。	活動場所の変更は想定しておりません。

令和9年度～令和10年度 校内交流型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室「放課後志木っ子タイム」運営業務委託
【志木の森学園】

質問票に対する回答

令和8年9月18日

※関連する質問や同内容の質問事項については、まとめて回答あるいは、省略して回答しています。

No	質 問 事 項	回 答 事 項
18	【仕様書4(2)】「参加の有無を保護者に確認する」とありますが、放課後子ども教室に参加する際も保護者の事前利用申請は必要ですか。	事前利用申請は不要です。
19	プログラム等の実施場所として、校内の特別教室等のどこが使用できますか。また、東体育館と西体育館を同時に使用することは可能ですか。	実施場所については学校と相談のうえ決定するため、現時点では未定となっております。
20	令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、従業員の性犯罪事実確認を行い、こどもに対する性暴力の防止措置等を講じるには、放課後志木っ子タイムは民間教育保育等事業者に分類され、認定申請が必要と聞きますが、委託期間中にその認定を行い防止措置等を講じる必要があるか、基本的な考え方をお示しいただきますようお願いいたします。	放課後志木っ子タイムについては、認定の取得は任意となっております。一方、児童に対して教育・保育等の役務を提供する事業者には、児童対象性暴力の防止に努めることが求められていることから、認定の取得は任意ではあるものの、各事業者において、児童の安全・安心を確保するため、必要な取組を進めていただくことが望ましいと考えております。
21	見積もり作成において配置基準とは別に、配慮を要する児童への個別支援等のための職員の増員は委託金上限金額の中で見込む必要があるか、別途契約かご教示いただきたい。また、見込む必要がある場合、どの程度の増員を想定しているかや配慮を要する児童の直近の実績等をご教示いただきたい。	提案上限額に個別支援等のための職員の増員は含めておりません。なお、支援が必要な児童がいる場合は状況に応じて協議いたします。
22	【別添2】に記載の最低配置職員数は常時配置が必要かご教示いただきたい。また、17時以降や長期休業期間中の午前中児童の少ない時間においては、こどもの人数に合わせて配置職員数を調整することや、活動場所を移動し職員数を調整することは可能かご教示いただきたい。	最低配置職員数は常時配置を想定しております。こどもの人数に合わせた職員の調整は可能です。
23	事前準備については、仕様書記載の内容の他に事前準備に従事する時間数等の指定の基準はあるかご教示いただきたい。	時間数等の指定はございません。
24	各施設消防点検等の設備点検は必要となるかご教示いただきたい。また、必要となる場合、どのような点検がどの頻度で必要か、点検費用は委託金に含まれるかご教示いただきたい。	委託事業者による消防設備の点検は不要です。
25	ネット設備環境に係る費用の負担区分をご教示いただきたい。また、現在各施設の固定回線・ポケットWi-Fi等の整備状況をご教示いただきたい。	受託者に負担していただきます。整備状況について、固定のNTT回線は整備されております。その他プロバイダー契約、Wi-Fiフィルター等の通信環境については各事業所の立地及び運用方法に合わせて、必要な施設へ設置しております。
26	常勤職員の定義について、雇用区分、月の下限勤務時間等をご教示いただきたい。	各事業者が定めている常勤の時間に準じます。
27	ICTを用いた入退室管理システムの導入に係る費用負担区分は委託者、受託者どちらか、導入するシステムに指定があるかご教示いただきたい。	受託者に負担していただきます。導入するシステムに指定はございませんが、受託者の変更による利用者へのサービス低下が無いように努めてください。
28	学童保育クラブの利用料やおやつ代の徴収は委託者、受託者どちらが実施するかご教示いただきたい。また、受託者が徴収する場合、その徴収金は委託料とは別に受託者の収入となるか、収入となる場合にはその想定される金額をご教示いただきたい。	保育料の徴収は市が行います。また、志木市学童保育条例施行規則の規定に基づく学童保育料の徴収金等は公金として市が取り扱います。
29	おやつ代の金額について、想定している金額はあるかご教示いただきたい。	「様式7 放課後志木っ子タイム運営業務委託設計額(学童保育分)」に記載のとおりです。
30	水道光熱費の費用負担区分は委託者、受託者どちらかご教示いただきたい。また、受託者負担の場合想定される金額をご教示いただきたい。	受託者に負担していただきます。金額は700,000円～1,000,000円を想定しております。
31	廃棄物の処理に係る費用の負担区分は委託者、受託者どちらかご教示いただきたい。また、受託者負担の場合、どのような方法で処理を行うか、それに係る金額の実績や想定をご教示いただきたい。	受託者に負担していただきます。処理は廃棄物処理業者へ依頼し、金額は1キロ単位49円を想定しております。
32	委託上限額について、学童保育クラブ業務、放課後子ども教室業務にそれぞれ金額の記載があるが、それぞれの業務ごとに記載の上限額を超えてはならないか、2事業を合算した金額が合算した上限額を超えていなければ問題ないかご教示いただきたい。	業務ごとの上限額を遵守してください。
33	様式4事業者経営状況評価表について、社内で自己評価を行うという認識で相違ないか、もしくは第三者へ評価を依頼するのか、ご教示いただきたい。	お見込みのとおりです。